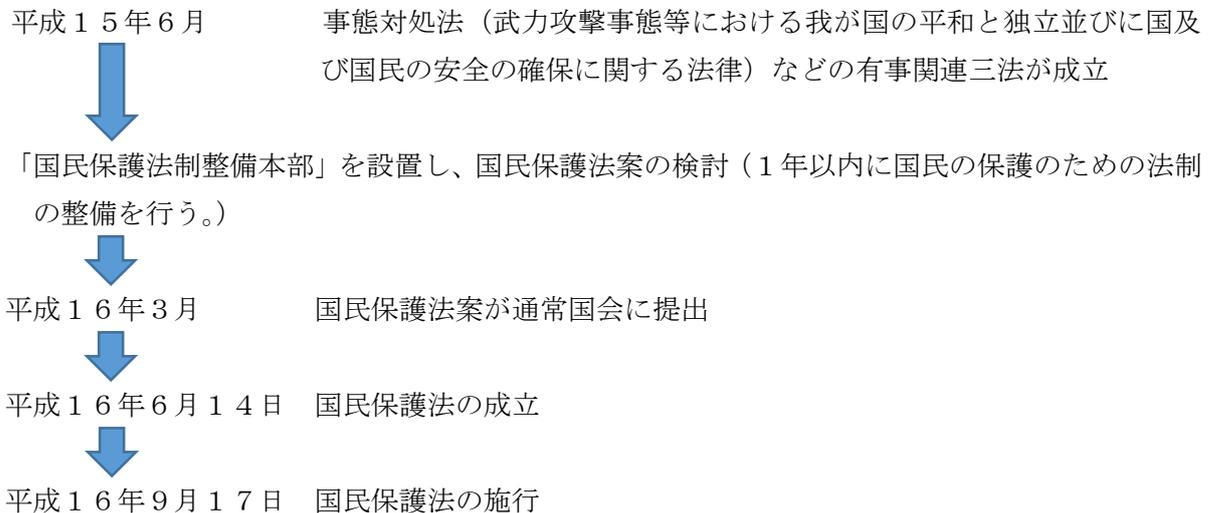


府中市国民保護計画のこれまでの経緯

国民保護法成立までの経過

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。)



府中市国民保護計画の経過

1 東京都国民保護計画の策定

「国民保護法の施行」及び「国民の保護に関する基本指針」（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）に基づき、東京都の国民の保護に関する計画「**東京都国民保護計画**」（平成 18 年 3 月）が策定されました。

2 府中市国民保護計画の策定

外国からの武力攻撃や大規模テロ等に際して、市が迅速・確実に対応するために、府中市の国民の保護に関する計画「**府中市国民保護計画**」（平成 19 年 1 月）が策定されました。

《府中市国民保護計画の主な内容》東京都国民保護計画の体系にあわせて作成

- 1 想定する事態
私たちが脅かす武力攻撃や大規模テロ等の事態を想定しました。
- 2 平素からの備え
市の組織・体制や避難・救護に必要な備えなどを定めました。
- 3 武力攻撃事態等への対処
武力攻撃事態等による被害が発生した場合の、応急の復旧事項について定めました。
- 4 復旧
武力攻撃事態等が発生した場合の、市の体制や避難・救護などの対応を定めました。
- 5 緊急対処事態（大規模テロ等）への対処
世界の大都市でテロが発生している状況を踏まえ、大規模テロ等への対応について定めました。

3 東京都国民保護計画の変更

東京都国保護計画の策定後、状況変化や国の基本指針を反映させる必要があるため、総務省消防庁との協議を踏まえて、東京都国民保護計画のが変更されました。

《東京都国保護計画の主な変更内容》

1 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への危機管理の視点を踏まえ、テロ対策を充実する。

- (1) 「テロ対策東京パートナーシップ推進協議会」による連携体制
「テロ対策東京パートナーシップ推進協議会」を活用し、警視庁を始め、関係行政機関、民間事業者と連携して、危機意識の共有や大規模テロ発生時における協働対処体制の整備に取り組む。
- (2) 大規模テロ等発生時の対処マニュアルの策定
「東京都大規模テロ等発生時の対処マニュアル」を策定し、テロ等の類型に応じた初動対処の手順等を示す。

2 国の基本指針の変更等の反映

- (1) Em-Net、J-ARERT の活用
国の防災機関との通信連絡に、「緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)」「全国瞬時警報システム (J-ARERT) を活用する旨を規定する。
- (2) 安否情報システムの活用
安否情報の収集、報告及び提供を行うため、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」を活用する旨を規定する。
- (3) 武力攻撃事態等合同対策協議会への参加
国の現地対策本部長が、現地対策本部と関係地方公共団体による「武力攻撃事態等合同対策協議会」を開催する場合、都対策本部も参加し相互協力に努める。

4 府中市国民保護計画の修正

今回の「府中市国民保護計画」の修正は、以下の内容を踏まえて行います。

- 1 東京都国民保護計画の変更に伴う内容との整合性を図り、府中市国民保護計画に反映させます。
- 2 府中市の組織改正に伴う修正を行います。